

15 自動車取得税

(1) 新車に関する調

(単位:台,千円)

区分		新規登録・新規検査又は届出台数 ①	非課税・課税免除及び免税点以下台数 ②	②のうち身障等にかかる減免台数	課税台数 (①-②) ③	取得価額 ④	バリアフリー・ASV特例にかかる控除額 ⑤	課税標準額 (④-⑤) ⑥	税額
自動車	乗用車								
	普通車	24,395	14,147	114	10,248	30,108,375	-	30,108,375	488,280
	小型車	30,850	17,358	314	13,492	20,947,253	-	20,947,253	340,953
	小計	55,245	31,505	428	23,740	51,055,628	-	51,055,628	829,233
	トラック								
	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	5,150	177	-	4,973	34,683,941	-	34,683,941	402,923
	けん引車	149	-	-	149	2,134,585	24,500	2,110,085	25,724
	被けん引車	111	5	-	106	794,437		794,437	16,464
	貨客兼用車	5,223	407	2	4,816	9,300,563	-	9,300,563	208,223
	小計	10,633	589	2	10,044	46,913,526	24,500	46,889,026	653,334
バス	184	52	-	132	1,210,664	20,000	1,190,664	17,658	
特種用途車	1,756	384	144	1,372	9,562,280	-	9,562,280	120,562	
合計	67,818	32,530	574	35,288	108,742,098	44,500	108,697,598	1,620,787	
軽自動車	四輪乗用車	36,731	32,903	47	3,828	5,108,553		5,108,553	43,850
	四輪トラック	9,690	421	29	9,269	8,446,647		8,446,647	149,471
	三輪車	-	-	-	-	-		-	-
	合計	46,421	33,324	76	13,097	13,555,200		13,555,200	193,321
総計	114,239	65,854	650	48,385	122,297,298	44,500	122,252,798	1,814,108	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「新規登録・新規検査又は届出台数①」は、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局に新規登録・新規検査又は届出があった台数を記載した。
- 「非課税・課税免除及び免税点以下台数②」は、「新規登録・新規検査又は届出台数①」のうち、法第699条の4及び法附則第32条第1項並びに第6項の規定の適用を受けた自動車、条例で課税免除又は減免をした自動車の台数を記載した。
- 「課税台数③」は、「新規登録・新規検査又は届出台数①」のうち自動車取得税を課税された台数を記載した。
- 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。(2)、(3)及び(4)表において同じ。))
- 「特種用途車」とは、緊急自動車、道路維持作業用自動車(ダンプ型、普通荷台型を除く。)、放送宣伝用自動車、霊きゅう車、タンク自動車、ふん尿自動車等いわゆる8ナンバーの自動車をいう。(2)、(3)及び(4)表において同じ。